

周南市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正
する等の条例制定について

周南市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のように定める。

平成28年12月6日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正
する等の条例

(周南市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 周南市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例（平成22年周南市条例第31号）の一部を次のように改正する。

題名及び第1条中「水道事業等」を「水道事業」に改める。

第2条第1項中「次の事業（以下「水道事業等」という。）」を「水道事業」に改め、同項第1号から第6号までを削る。

第3条中「簡易水道事業（前条第1項第3号から第6号までに規定する事業をいう。）及び」を削る。

第4条第2項中「水道事業等の給水区域」を「水道事業の事業名、給水区域」に改める。

第6条第1項を次のように改める。

水道事業に一の特別会計を設ける。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

事業名	給水区域	計画給水人口	計画1日最大給水量
周南市水道事業	周南市大字櫛ヶ浜、鼓海一丁目、鼓海二丁目、鼓海三丁目、二番町一丁目、二番町二丁目、二番町三丁目、三番町一丁目、三番町二丁目、三番町三丁目、毛利町一丁目、毛利町二丁目、毛利町三丁目、児玉町一丁目、児玉町二丁目、児玉町三丁目、岐山通一丁目、岐山通二丁目、岐山通三丁目、弥生町一丁目、弥生町二丁目、弥生町三丁目、月丘町一丁目、月丘町二丁目、月丘町三丁目、月丘町四丁目、梅園町一丁目、梅園町二丁目、梅園町三丁目、辻町、岐南町、花島町、鐘楼町、岡田町、緑町一丁目、緑町二丁目、緑町三丁目、今宿町一丁目、今宿町二丁目、今宿町三丁目、今宿町四丁目、初音町一丁目、初音町二丁目、初音町三丁目、相生町一丁目、相生町二丁目、相生町三丁目、沖見町一丁目、沖見町二丁目、沖見町三丁目、新宿通一丁目、新宿通二丁目、新宿通三丁目、新宿通四丁目、新宿通五丁目、新宿通六丁目、西松原一丁目、西松原二丁目、西松原三丁目、西松原四丁目、南浦山町、新地一丁目、新地二丁目、新地三丁目、江口一丁目、江口二丁目、江口三丁目、原宿町、今住町、住吉町、蓮ヶ浴一丁目、蓮ヶ浴二丁目、東北山一丁目、東北山二丁目、北山一丁目、北山	132,000人	62,300立方メートル

	<p>二丁目、御山町、浦山一丁目、浦山二丁目、戎町一丁目、戎町二丁目、戎町三丁目、野上町一丁目、野上町二丁目、都町一丁目、都町二丁目、都町三丁目、本町一丁目、本町二丁目、栄町一丁目、栄町二丁目、有楽町、代々木通一丁目、代々木通二丁目、御幸通一丁目、御幸通二丁目、桜馬場通一丁目、桜馬場通二丁目、桜馬場通三丁目、新町一丁目、新町二丁目、若宮町一丁目、若宮町二丁目、銀南街、みなみ銀座一丁目、みなみ銀座二丁目、平和通一丁目、平和通二丁目、銀座一丁目、銀座二丁目、昭和通一丁目、昭和通二丁目、飯島町一丁目、飯島町二丁目、糀町一丁目、糀町二丁目、川端町一丁目、川端町二丁目、柳町、橋本町一丁目、橋本町二丁目、速玉町、河東町、慶万町、舞車町、東山町、松保町、若草町、新宮町、青山町、上遠石町、遠石一丁目、遠石二丁目、遠石三丁目、五月町、横浜町、宮前町、由加町、御影町、権現町、入船町、徳山港町、千代田町、築港町、住崎町、那智町、晴海町、清水町、泉原町、楠木一丁目、楠木二丁目、大内町、扇町、秋月一丁目、秋月二丁目、秋月三丁目、周陽一丁目、周陽二丁目、周陽三丁目、江の宮町、瀬戸見町、花陽一丁目、花陽二丁目、孝田町、桜木一丁目、桜木二丁目、桜木三丁目、城ヶ丘一丁目、城ヶ丘二丁目、城ヶ丘三丁目、城ヶ丘四丁</p>		
--	--	--	--

	<p>目、城ヶ丘五丁目、川崎一丁目、土井一丁目、土井二丁目、宮の前一丁目、宮の前二丁目、中央町、政所一丁目、政所二丁目、政所三丁目、政所四丁目、桶川町、清水一丁目、清水二丁目、古川町、川手一丁目、川手二丁目、西千代田町、古市一丁目、古市二丁目、古泉一丁目、古泉二丁目、古泉三丁目、花園町、野村一丁目、野村二丁目、野村三丁目、椎木町、道源町、三笹町、温田一丁目、温田二丁目、富田一丁目、富田二丁目、日地町、平野一丁目、平野二丁目、浜田一丁目、港町、小川屋町、新堤町、大神二丁目、大神三丁目、大神四丁目、開成町、臨海町、竹島町、野村南町、渚町、福川二丁目、福川三丁目、社地町、福川中市町、上迫町、本陣町、若山一丁目、御姫町、新地町、西柵町、新田一丁目、新田二丁目、福川南町、羽島一丁目、羽島二丁目、羽島三丁目、かせ河原町、中畷町、室尾一丁目、室尾二丁目、大字中村、大字安田、清光台町、新清光台一丁目、新清光台二丁目、新清光台三丁目、新清光台四丁目、勝間ヶ丘一丁目、勝間ヶ丘二丁目、勝間ヶ丘三丁目、藤ヶ台一丁目、藤ヶ台二丁目、呼坂本町、熊毛中央町、高水原一丁目、高水原二丁目、高水原三丁目、鶴見台一丁目、鶴見台二丁目、鶴見台三丁目、鶴見台四丁目、鶴見台五丁目、鶴見台六丁目</p>		
--	---	--	--

	<p>周南市大字栗屋、大字大島、大字給島、大字久米、大字徳山、大字上村、大字下上、大字大津島、秋月四丁目、平原町、学園台、大字富田、川崎二丁目、川崎三丁目、丸山町、坂根町、河内町、大神一丁目、大神五丁目、長田町、福川一丁目、皿山町、若山二丁目、大字夜市、大字戸田、大字湯野、大字大向、大字須万、大字金峰、大字須々万奥、大字須々万本郷、大字長穂、大字米光、大字馬神、大字樋口、大字原、大字清尾、大字呼坂、大字奥関屋、大字大河内、大字小松原、大字鹿野上、大字鹿野中、大字鹿野下、大字大潮、大字巢山の各一部</p>		
--	--	--	--

(周南市簡易水道事業の設置に関する条例及び鹿野町給水条例の廃止)

第2条 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 周南市簡易水道事業の設置に関する条例（平成22年周南市条例第6号）

(2) 鹿野町給水条例（平成10年鹿野町条例第13号）

(周南市水道事業給水条例の一部改正)

第3条 周南市水道事業給水条例（平成15年周南市条例第231号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（市が経営する水道事業及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）適用の簡易水道事業をいう。）及び熊毛地区水道事業（市が経営する熊毛地区における水道事業）」を削る。

第12条第1項中「第6条第1項の工事を申し込む者」を「管理者が施行する給水装置工事の申込者」に改める。

第25条第1項及び第28条第1項第2号の表に備考として次のように加える。

備考 この表において「公衆浴場」とは、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定により、山口県知事により統制額を指定された公衆浴場をいう。

附則に次の5項を加える。

(水道料金の経過措置)

4 次に掲げる者が、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年間（以下「経過措置期間」という。）に水道を使用し、納入する水道料金については、第25条の規定にかかわらず、次項の規定による水道料金の額とする。

(1) 周南市簡易水道事業の設置に関する条例等の一部を改正する等の条例（平成28年周南市条例第 号。以下「周南市簡易水道事業の設置に関する条例等の一部改正等条例」という。）による改正前の周南市簡易水道事業の設置に関する条例（平成22年周南市条例第6号）別表の1 熊毛地区及び2 鹿野地区の表に定める給水区域において、周南市水道事業から給水を受ける者（平成29年4月1日以後に当該給水区域に転入した者を含む。）

(2) 周南市簡易水道事業の設置に関する条例等の一部改正等条例による改正前の周南市給水施設の設置及び管理に関する条例（平成15年周南市条例第228号）別表に定める周南市原給水施設の給水区域において、周南市水道事業から給水を受ける者（平成29年4月1日以後に当該給水区域に転入した者を含む。）

(3) 周南市営住宅専用水道設置条例（平成15年周南市条例第227号）別表第1に定める給水区域において、周南市水道事業から給水を受ける者

5 水道料金の額は、次に定める基本料金と超過料金の合計額に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

ア 熊毛地区（前項各号の給水区域（同項第1号の2 鹿野地区の表に定める給水区域を除く。））

用途	基本料金 (2か月につき・20立方メートルまで)		超過料金 (1立方メートル当たり)	
	平成29年4月1日から 平成31年3月31日まで		平成29年 4月1日 から 平成30年 3月31日 まで	平成30年 4月1日 から 平成31年 3月31日 まで
一般	口径20mm以下	1,974円	114円	129円

(集合住宅を含む。)	口径 20mm を超えるとき	2,702 円	
------------	----------------	---------	--

イ 鹿野地区（前項第 1 号の 2 鹿野地区の表に定める給水区域をいう。）

給水種別	基本料金 (2 か月につき)		超過料金 (1 立方メートル当たり)	
	平成 29 年 4 月 1 日から 平成 31 年 3 月 31 日まで		平成 29 年 4 月 1 日 から 平成 30 年 3 月 31 日 まで	平成 30 年 4 月 1 日 から 平成 31 年 3 月 31 日 まで
家事用栓 家事共用栓	20 立方メートル	1,800 円	114 円	129 円
営業用栓	40 立方メートル	3,838 円		
学校用栓	40 立方メートル	1,800 円		
臨時用栓	20 立方メートル	3,838 円		

備考

この表に掲げる給水種別は、次のとおりとする。

- 1 家事用栓 家事に使用するもの（事業所（3の営業用栓を除く。）及び農業雑用水に使用するものを含む。）
- 2 家事共用栓 家事に使用するものであって、やむを得ない事情により2戸以上が共同で使用するもの
- 3 営業用栓 営業用に使用するもので管理者が別に定めるもの
- 4 学校用栓 学校で使用するもの
- 5 臨時用栓 工事その他一時的に使用するもの

6 水道の使用が次の各号に掲げる基準日前後にまたがる期分の水道料金については、基準日前後の基本料金及び超過料金をそれぞれ日割計算により算定した額の合計額に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、当該超過料金は、使用水量を各日均等に使用したものとみなして日割計算し、当該合計金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 平成29年度の基準日 平成29年4月1日
- (2) 平成30年度の基準日 平成30年4月1日
- (3) 平成31年度の基準日 平成31年4月1日

7 前項の規定にかかわらず、同項第 3 号に掲げる基準日前後にまたがる期分の水道料金のうち平成31年4月分については、第25条に定める基本料金及び従量料金

を日割計算により算定した額の合計額とする。

- 8 第4項から前項までに定めるもののほか、経過措置期間中における料金算定に係る事項については、別に管理者が定めるものとする。

(周南市特別会計条例の一部改正)

第4条 周南市特別会計条例（平成15年周南市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第1条中第1号を削り、第2号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第2条の表簡易水道事業特別会計の項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前に、第1条の規定による改正前の周南市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例（以下「旧周南市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例」という。）第2条第1項第2号から第6号までに規定する事業において納入された加入金は、第1条の規定による改正後の周南市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例第4条第2項別表1の周南市水道事業に引き継ぐものとする。
- 3 この条例の施行日前に、第2条の規定による廃止前の周南市簡易水道事業の設置に関する条例別表の鹿野地区の表に定める給水区域において給水を受けていた者であつて施行日以後も給水を受けるもの又は旧周南市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例別表第1の熊毛地区水道事業の給水区域において給水を受け周南市簡易水道事業の設置に関する条例等の一部改正等条例附則第2項により加入金を納入されているものとみなされた者であつて施行日以後も給水を受けるものについては、それぞれのメーターの口径に応じ、第3条の規定による改正後の周南市水道事業給水条例第33条に定める加入金を納入されているものとみなす。
- 4 この条例の施行日前に、第2条の規定による廃止前の鹿野町給水条例又は第3条の規定による改正前の周南市水道事業給水条例の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。

(参 考)

周南市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表（第1条の改正）

現行	改正案
<p>周南市<u>水道事業等</u>及び下水道事業の設置等に関する条例</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）の規定に基づき、次条第1項に規定する<u>水道事業等</u>及び同条第2項に規定する下水道事業の設置等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（事業の設置）</p> <p>第2条 生活用水その他の浄水を市民に供給するため、<u>次の事業</u>（以下「水道事業等」という。）を設置する。</p> <p>（1）<u>水道事業</u></p> <p>（2）<u>熊毛地区水道事業</u></p> <p>（3）<u>大向簡易水道事業</u></p> <p>（4）<u>須万市簡易水道事業</u></p> <p>（5）<u>須々万長穂簡易水道事業</u></p> <p>（6）<u>米光簡易水道事業</u></p> <p>2 （略）</p>	<p>周南市<u>水道事業</u>及び下水道事業の設置等に関する条例</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）の規定に基づき、次条第1項に規定する<u>水道事業</u>及び同条第2項に規定する下水道事業の設置等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（事業の設置）</p> <p>第2条 生活用水その他の浄水を市民に供給するため、<u>水道事業</u>を設置する。</p> <p>2 （略）</p>

現行	改正案
<p>(地方公営企業法の適用)</p> <p>第3条 法第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。)第1条第2項の規定により、<u>簡易水道事業(前条第1項第3号から第6号までに規定する事業をいう。)</u>及び下水道事業に法の規定の全部を適用する。</p> <p>(経営の基本)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 <u>水道事業等の給水区域</u>、計画給水人口及び計画1日最大給水量は別表第1のとおりとする。ただし、本市において必要があると認めるときは、給水区域外に分水することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(特別会計)</p> <p>第6条 <u>法第17条及び令第8条の4の規定に基づき、水道事業等を通じて一の特別会計を設ける。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(地方公営企業法の適用)</p> <p>第3条 法第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。)第1条第2項の規定により、下水道事業に法の規定の全部を適用する。</p> <p>(経営の基本)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 <u>水道事業の事業名、給水区域</u>、計画給水人口及び計画1日最大給水量は別表第1のとおりとする。ただし、本市において必要があると認めるときは、給水区域外に分水することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(特別会計)</p> <p>第6条 <u>水道事業に一の特別会計を設ける。</u></p> <p>2 (略)</p>

現行

改正案

別表第1（第4条関係）

別表第1（第4条関係）

事業名	給水区域	計画給水人口	計画1日最大給水量
水道事業	周南市大字櫛ヶ浜、大字栗屋、大字大島、大字給島、大字久米（滑を除く。）、大字徳山（小野、水上、堀越を除く。）、大字上村、大字下上（居守迫を除く。）、大字大津島（字黒髪島を除く。）、周南市鼓海一丁目、鼓海二丁目、鼓海三丁目、二番町一丁目、二番町二丁目、二番町三丁目、三番町一丁目、三番町二丁目、三番町三丁目、毛利町一丁目、毛利町二丁目、毛利町三丁目、児玉町一丁目、児玉町二丁目、児玉町三丁目、岐山通一丁目、岐山通二丁目、岐山通三丁目、弥生町一丁目、弥生町二丁目、弥生町三丁目、月丘町一丁目、月丘町二丁目、月丘町三丁目、月丘町四丁目、梅園町一丁目、梅園町二丁目、梅園町三丁目、辻町、岐南町、花島町、鐘楼町、岡田町、緑町一丁目、緑町二丁目、緑町三丁目、今宿町一丁目、今宿町二丁目	120,000人	59,500立方メートル

事業名	給水区域	計画給水人口	計画1日最大給水量
周南市水道事業	周南市大字櫛ヶ浜、鼓海一丁目、鼓海二丁目、鼓海三丁目、二番町一丁目、二番町二丁目、二番町三丁目、三番町一丁目、三番町二丁目、三番町三丁目、毛利町一丁目、毛利町二丁目、毛利町三丁目、児玉町一丁目、児玉町二丁目、児玉町三丁目、岐山通一丁目、岐山通二丁目、岐山通三丁目、弥生町一丁目、弥生町二丁目、弥生町三丁目、月丘町一丁目、月丘町二丁目、月丘町三丁目、月丘町四丁目、梅園町一丁目、梅園町二丁目、梅園町三丁目、辻町、岐南町、花島町、鐘楼町、岡田町、緑町一丁目、緑町二丁目、緑町三丁目、今宿町一丁目、今宿町二丁目、今宿町三丁目、今宿町四丁目、初音町一丁目、初音町二丁目、初音町三丁目、相生町一丁目、相生町二丁目	132,000人	62,300立方メートル

現行

目、今宿町三丁目、今宿町四丁目、初音町一丁目、初音町二丁目、初音町三丁目、相生町一丁目、相生町二丁目、相生町三丁目、沖見町一丁目、沖見町二丁目、沖見町三丁目、新宿通一丁目、新宿通二丁目、新宿通三丁目、新宿通四丁目、新宿通五丁目、新宿通六丁目、西松原一丁目、西松原二丁目、西松原三丁目、西松原四丁目、南浦山町、新地一丁目、新地二丁目、新地三丁目、江口一丁目、江口二丁目、江口三丁目、原宿町、今住町、住吉町、蓮ヶ浴一丁目、蓮ヶ浴二丁目、東北山一丁目、東北山二丁目、北山一丁目、北山二丁目、御山町、浦山一丁目、浦山二丁目、戎町一丁目、戎町二丁目、戎町三丁目、野上町一丁目、野上町二丁目、都町一丁目、都町二丁目、都町三丁目、本町一丁目、本町二丁目、栄町一丁目、栄町二丁目、有楽町、代々木通一丁目、代々木通二丁目、御幸通一丁目、御幸通二丁目、桜馬場通一丁目、桜馬場通二丁目、桜馬場通三丁目、新町一丁目、新町二丁目、若宮町一丁目、若宮町二丁目、銀南街、みなみ銀座一丁

改正案

目、相生町三丁目、沖見町一丁目、沖見町二丁目、沖見町三丁目、新宿通一丁目、新宿通二丁目、新宿通三丁目、新宿通四丁目、新宿通五丁目、新宿通六丁目、西松原一丁目、西松原二丁目、西松原三丁目、西松原四丁目、南浦山町、新地一丁目、新地二丁目、新地三丁目、江口一丁目、江口二丁目、江口三丁目、原宿町、今住町、住吉町、蓮ヶ浴一丁目、蓮ヶ浴二丁目、東北山一丁目、東北山二丁目、北山一丁目、北山二丁目、御山町、浦山一丁目、浦山二丁目、戎町一丁目、戎町二丁目、戎町三丁目、野上町一丁目、野上町二丁目、都町一丁目、都町二丁目、都町三丁目、本町一丁目、本町二丁目、栄町一丁目、栄町二丁目、有楽町、代々木通一丁目、代々木通二丁目、御幸通一丁目、御幸通二丁目、桜馬場通一丁目、桜馬場通二丁目、桜馬場通三丁目、新町一丁目、新町二丁目、若宮町一丁目、若宮町二丁目、銀南街、みなみ銀座一丁目、み

現行

目、みなみ銀座二丁目、平和通一丁目、平和通二丁目、銀座一丁目、銀座二丁目、昭和通一丁目、昭和通二丁目、飯島町一丁目、飯島町二丁目、糀町一丁目、糀町二丁目、川端町一丁目、川端町二丁目、柳町、橋本町一丁目、橋本町二丁目、速玉町、河東町、慶万町、舞車町、東山町、松保町、若草町、新宮町、青山町、上遠石町、遠石一丁目、遠石二丁目、遠石三丁目、五月町、横浜町、宮前町、由加町、御影町、権現町、入船町、徳山港町、千代田町、築港町、住崎町、那智町、晴海町、清水町、泉原町、楠木一丁目、楠木二丁目、大内町、扇町、秋月一丁目、秋月二丁目、秋月三丁目、秋月四丁目、周陽一丁目、周陽二丁目、周陽三丁目、江の宮町、瀬戸見町、花陽一丁目、花陽二丁目、孝田町、桜木一丁目、桜木二丁目、桜木三丁目、城ヶ丘一丁目、城ヶ丘二丁目、城ヶ丘三丁目、城ヶ丘四丁目、城ヶ丘五丁目、平原町、学園台
周南市大字富田（仙島を除く。）、周南市川崎一丁目、川崎二丁目、川崎三丁

改正案

なみ銀座二丁目、平和通一丁目、平和通二丁目、銀座一丁目、銀座二丁目、昭和通一丁目、昭和通二丁目、飯島町一丁目、飯島町二丁目、糀町一丁目、糀町二丁目、川端町一丁目、川端町二丁目、柳町、橋本町一丁目、橋本町二丁目、速玉町、河東町、慶万町、舞車町、東山町、松保町、若草町、新宮町、青山町、上遠石町、遠石一丁目、遠石二丁目、遠石三丁目、五月町、横浜町、宮前町、由加町、御影町、権現町、入船町、徳山港町、千代田町、築港町、住崎町、那智町、晴海町、清水町、泉原町、楠木一丁目、楠木二丁目、大内町、扇町、秋月一丁目、秋月二丁目、秋月三丁目、周陽一丁目、周陽二丁目、周陽三丁目、江の宮町、瀬戸見町、花陽一丁目、花陽二丁目、孝田町、桜木一丁目、桜木二丁目、桜木三丁目、城ヶ丘一丁目、城ヶ丘二丁目、城ヶ丘三丁目、城ヶ丘四丁目、城ヶ丘五丁目、川崎一丁目、土井一丁目、土井二丁目、宮の

現行

目、土井一丁目、土井二丁目、宮の前一丁目、宮の前二丁目、中央町、政所一丁目、政所二丁目、政所三丁目、政所四丁目、桶川町、清水一丁目、清水二丁目、古川町、川手一丁目、川手二丁目、西千代田町、古市一丁目、古市二丁目、古泉一丁目、古泉二丁目、古泉三丁目、花園町、野村一丁目、野村二丁目、野村三丁目、椎木町、道源町、三笹町、温田一丁目、温田二丁目、富田一丁目、富田二丁目、日地町、平野一丁目、平野二丁目、浜田一丁目、丸山町、港町、小川屋町、坂根町、河内町、新堤町、大神一丁目、大神二丁目、大神三丁目、大神四丁目、大神五丁目、開成町、臨海町、竹島町、野村南町、渚町、長田町、福川一丁目、福川二丁目、福川三丁目、皿山町の一部、社地町、福川中市町、上迫町、本陣町、若山一丁目、若山二丁目、御姫町、新地町、西榊町、新田一丁目、新田二丁目、福川南町、羽島一丁目、羽島二丁目、羽島三丁目、かせ河原町、中畷町、室尾一丁目、室尾二丁目
周南市大字夜市字宮ノ下、宮ノ馬場、上

改正案

前一丁目、宮の前二丁目、中央町、政所一丁目、政所二丁目、政所三丁目、政所四丁目、桶川町、清水一丁目、清水二丁目、古川町、川手一丁目、川手二丁目、西千代田町、古市一丁目、古市二丁目、古泉一丁目、古泉二丁目、古泉三丁目、花園町、野村一丁目、野村二丁目、野村三丁目、椎木町、道源町、三笹町、温田一丁目、温田二丁目、富田一丁目、富田二丁目、日地町、平野一丁目、平野二丁目、浜田一丁目、港町、小川屋町、新堤町、大神二丁目、大神三丁目、大神四丁目、開成町、臨海町、竹島町、野村南町、渚町、福川二丁目、福川三丁目、社地町、福川中市町、上迫町、本陣町、若山一丁目、御姫町、新地町、西榊町、新田一丁目、新田二丁目、福川南町、羽島一丁目、羽島二丁目、羽島三丁目、かせ河原町、中畷町、室尾一丁目、室尾二丁目、大字中村、大字安田、清光台町、新清光台一丁目、新清光台二丁目、新清光台三丁目、新

現行				改正案			
	伊賀の一部、下伊賀、夜市川、寺内、的場、貝籠の一部、鬼石、下市、赤迫、上市、西ヶ浴、高井、中村、角向、鬼武、来原、中塚、西ノ平、一ノ瀬、上畑、下畑、団地、才崎、周南市大字戸田字友広、北河内、押田東、押田西、上押田、岡村、西阿高1、西阿高2、西阿高3、東阿高1、東阿高2、市西、市東、十軒屋、橋本、佐畑、中河原、河原、菅原の一部、浴、戸田山、峠思ヶ浴、桑原、四郎谷東、四郎谷西、東津木、西津木、周南市大字湯野字上名山、下名山、牧の一部、原、佐古、小串原、下小串原、蔵本、上町、下町一区、下町二区、下迫、岡の谷、上小野、中小野、下小野一区、下小野二区、南古屋、北古屋、後山				清光台四丁目、勝間ヶ丘一丁目、勝間ヶ丘二丁目、勝間ヶ丘三丁目、藤ヶ台一丁目、藤ヶ台二丁目、呼坂本町、熊毛中央町、高水原一丁目、高水原二丁目、高水原三丁目、鶴見台一丁目、鶴見台二丁目、鶴見台三丁目、鶴見台四丁目、鶴見台五丁目、鶴見台六丁目		
熊毛地区水道事業	周南市大字中村、大字安田、清光台町、新清光台一丁目、新清光台二丁目、新清光台三丁目、新清光台四丁目、勝間ヶ丘一丁目、勝間ヶ丘二丁目、勝間ヶ丘三丁目、藤ヶ台一丁目、藤ヶ台二丁目、呼坂本町、熊毛中央町、高水原一丁目、高水原二丁目、高水原三丁目、鶴見台一丁目、鶴見台二丁目、鶴見台三丁目、鶴見	14,870人	6,200立方メートル	周南市大字栗屋、大字大島、大字粉島、大字久米、大字徳山、大字上村、大字下上、大字大津島、秋月四丁目、平原町、学園台、大字富田、川崎二丁目、川崎三丁目、丸山町、坂根町、河内町、大神一丁目、大神五丁目、長田町、福川一丁目、皿山町、若山二丁目、大字夜市、大字戸田、大字湯野、大字大向、大字須万、大字金峰、大字須々万奥、大字須々万本郷、大字長穂、大字米光、大字馬神、大字樋口、大字原、大字清尾、大字呼坂、大字奥関屋、大字大河内、大字小松原、大字鹿野上、大字鹿野中、大字鹿野下、大字大潮、大字巢山			

現行

改正案

	台四丁目、鶴見台五丁目、鶴見台六丁目 周南市大字樋口、大字原、大字清尾、大字呼坂、大字奥関屋、大字大河内、大字小松原 の各一部		
大向簡易水道事業	周南市大字大向字二俣上、二俣下、門前、黒瀬、石の原の一部、五味、嶽の一部、道谷の一部	470人	135 立方メートル
須万市簡易水道事業	周南市大字須万字上市、中市、下市及び周南市大字金峰字中原	900人	167.05 立方メートル
須々万長穂簡易水道事業	周南市大字須々万奥字井手下、下本城、上本城、肝要、友国、上若の一部、片地上、上市、周南市大字須々万本郷字山手、西和奈古、東和奈古、上牛の毛、下牛の毛、高樋、新星台、新引、西殿木原、東殿木原、片地上、西ヶ原、下本城、上本城、下市、中市、上市、周南市大字長穂字下利、木津、宮の原、長穂市及び別分、西山、合下、檜谷、下筋沢の各一部	4,980人	1,917.65 立方メートル
米光簡易水道事業	周南市大字米光字米光上、米光下及び平木並びに大字馬神字十郎	807人	397.5 立方メートル

の各一部		
------	--	--

周南市水道事業給水条例新旧対照表（第3条の改正）

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、周南市水道事業<u>（市が経営する水道事業及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）適用の簡易水道事業をいう。）</u>及び熊毛地区水道事業（市が経営する熊毛地区における水道事業）の給水について、料金、給水装置工事の費用負担区分その他の供給条件及び給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(工事費の予納)</p> <p>第12条 <u>第6条第1項の工事を申し込む者は</u>、その設計により算出された工事費の概算額を管理者に予納しなければならない。ただし、管理者において特別の事由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(水道料金)</p> <p>第25条 水道料金は、次に定める基本料金と従量料金の合計額とする。この場合において、当該合計額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、周南市水道事業の給水について、料金、給水装置工事の費用負担区分その他の供給条件及び給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(工事費の予納)</p> <p>第12条 <u>管理者が施行する給水装置工事の申込者は</u>、その設計により算出された工事費の概算額を管理者に予納しなければならない。ただし、管理者において特別の事由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(水道料金)</p> <p>第25条 水道料金は、次に定める基本料金と従量料金の合計額とする。この場合において、当該合計額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p>

現行	改正案
<p data-bbox="129 268 967 316">(略)</p> <p data-bbox="129 544 344 576">2～4 (略)</p> <p data-bbox="174 655 517 687">(水道料金算定の特例)</p> <p data-bbox="129 719 1099 975">第28条 期（定例日の翌日から次の定例日までをいう。以下同じ。）の中途において水道の使用を開始し、中止し、休止し又は廃止した場合の水道料金は、次の区分により計算された基本料金と従量料金の合計額とする。この場合において、当該合計額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p data-bbox="159 1007 344 1038">(1) (略)</p> <p data-bbox="159 1070 398 1102">(2) 従量料金</p>	<p data-bbox="1131 268 1973 316">(略)</p> <p data-bbox="1131 347 2107 512"><u>備考 この表において「公衆浴場」とは、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定により、山口県知事により統制額を指定された公衆浴場をいう。</u></p> <p data-bbox="1131 544 1346 576">2～4 (略)</p> <p data-bbox="1176 655 1518 687">(水道料金算定の特例)</p> <p data-bbox="1131 719 2107 975">第28条 期（定例日の翌日から次の定例日までをいう。以下同じ。）の中途において水道の使用を開始し、中止し、休止し又は廃止した場合の水道料金は、次の区分により計算された基本料金と従量料金の合計額とする。この場合において、当該合計額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p data-bbox="1160 1007 1346 1038">(1) (略)</p> <p data-bbox="1160 1070 1400 1102">(2) 従量料金</p>
<p data-bbox="129 1145 967 1193">(略)</p>	<p data-bbox="1131 1145 1973 1193">(略)</p> <p data-bbox="1131 1225 2107 1374"><u>備考 この表において「公衆浴場」とは、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定により、山口県知事により統制額を指定された公衆浴場をいう。</u></p>

現行	改正案
(3) (略)	(3) (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
附 則	附 則
1～3 (略)	1～3 (略)
	<p data-bbox="1173 584 1541 612"><u>(水道料金の経過措置)</u></p> <p data-bbox="1137 651 2107 815">4 <u>次に掲げる者が、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年間（以下「経過措置期間」という。）に水道を使用し、納入する水道料金については、第25条の規定にかかわらず、次項の規定による水道料金の額とする。</u></p> <p data-bbox="1173 850 2107 1198">(1) <u>周南市簡易水道事業の設置に関する条例等の一部を改正する等の条例（平成28年周南市条例第 号。以下「周南市簡易水道事業の設置に関する条例等の一部改正等条例」という。）による改正前の周南市簡易水道事業の設置に関する条例（平成22年周南市条例第6号）別表の1 熊毛地区及び2 鹿野地区の表に定める給水区域において、周南市水道事業から給水を受ける者（平成29年4月1日以後に当該給水区域に転入した者を含む。）</u></p> <p data-bbox="1173 1233 2107 1353">(2) <u>周南市簡易水道事業の設置に関する条例等の一部改正等条例による改正前の周南市給水施設の設置及び管理に関する条例（平成15年周南市条例第228号）別表に定める周南</u></p>

現行

改正案

市原給水施設の給水区域において、周南市水道事業から給水を受ける者（平成29年4月1日以後に当該給水区域に転入した者を含む。）

(3) 周南市営住宅専用水道設置条例（平成15年周南市条例第227号）別表第1に定める給水区域において、周南市水道事業から給水を受ける者

5 水道料金の額は、次に定める基本料金と超過料金の合計額に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

ア 熊毛地区（前項各号の給水区域（同項第1号の2 鹿野地区の表に定める給水区域を除く。））

用途	基本料金 (2か月につき・20立方メートルまで)		超過料金 (1立方メートル当たり)	
	平成29年4月1日から 平成31年3月31日まで		平成29年 4月1日 から 平成30年 3月31日 まで	平成30年 4月1日 から 平成31年 3月31日 まで
一般 (集合住宅)	口径20mm以下	1,974円	114円	129円
	口径20mmを超えるとき	2,702円		

現行

改正案

を含む。)

イ 鹿野地区（前項第1号の2 鹿野地区の表に定める給水区域をいう。）

給水種別	基本料金 (2か月につき)		超過料金 (1立方メートル当たり)	
	平成29年4月1日から 平成31年3月31日まで		平成29年 4月1日 から 平成30年 3月31日 まで	平成30年 4月1日 から 平成31年 3月31日 まで
家事用栓 家事共用栓	20立方メートル	1,800円	114円	129円
営業用栓	40立方メートル	3,838円		
学校用栓	40立方メートル	1,800円		
臨時用栓	20立方メートル	3,838円		

備考

この表に掲げる給水種別は、次のとおりとする。

- 1 家事用栓 家事に使用するもの（事業所（3の営業用栓を除く。）及び農業雑用水に使用するものを含む。）
- 2 家事共用栓 家事に使用するものであって、やむを得ない事情により2戸以上が共同で使用するもの

現行

改正案

- 3 営業用栓 営業用に使用するもので管理者が別に定めるもの
- 4 学校用栓 学校で使用するもの
- 5 臨時用栓 工事その他一時的に使用するもの

6 水道の使用が次の各号に掲げる基準日前後にまたがる期分の水道料金については、基準日前後の基本料金及び超過料金をそれぞれ日割計算により算定した額の合計額に100分108を乗じて得た額とする。この場合において、当該超過料金は、使用水量を各日均等に使用したものとみなして日割計算し、当該合計金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 平成29年度の基準日 平成29年4月1日

(2) 平成30年度の基準日 平成30年4月1日

(3) 平成31年度の基準日 平成31年4月1日

7 前項の規定にかかわらず、同項第3号に掲げる基準日前後にまたがる期分の水道料金のうち平成31年4月分については、第25条に定める基本料金及び従量料金を日割計算により算定した額の合計額とする。

8 第4項から前項までに定めるもののほか、経過措置期間中における料金算定に係る事項については、別に管理者が定めるものとする。

周南市特別会計条例新旧対照表（第4条の改正）

現行			改正案														
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第209条第2項の規定に基づき、事業の円滑な運営及びその経理の適正を図るため、次のとおり特別会計を設置する。</p> <p><u>(1)</u> 簡易水道事業特別会計</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p>(歳入及び歳出)</p> <p>第2条 前条の特別会計は、次の表に掲げる区分に応じ、それぞれ当該左欄に掲げる収入をもってその歳入とし、当該右欄に掲げる支出をもってその歳出とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特別会計の区分</th> <th>歳入</th> <th>歳出</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>簡易水道事業特別会計</td> <td>簡易水道使用料、国庫支出金、市債、一般会</td> <td>簡易水道事業費、市債の償還金及び利子並び</td> </tr> </tbody> </table>			特別会計の区分	歳入	歳出	簡易水道事業特別会計	簡易水道使用料、国庫支出金、市債、一般会	簡易水道事業費、市債の償還金及び利子並び	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第209条第2項の規定に基づき、事業の円滑な運営及びその経理の適正を図るため、次のとおり特別会計を設置する。</p> <p><u>(1)</u> (略)</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p>(歳入及び歳出)</p> <p>第2条 前条の特別会計は、次の表に掲げる区分に応じ、それぞれ当該左欄に掲げる収入をもってその歳入とし、当該右欄に掲げる支出をもってその歳出とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特別会計の区分</th> <th>歳入</th> <th>歳出</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方卸売市場事業特別会計</td> <td>地方卸売市場使用料、県支出金、市債、一般</td> <td>地方卸売市場事業費、管理費、市債の償還金</td> </tr> </tbody> </table>			特別会計の区分	歳入	歳出	地方卸売市場事業特別会計	地方卸売市場使用料、県支出金、市債、一般	地方卸売市場事業費、管理費、市債の償還金
特別会計の区分	歳入	歳出															
簡易水道事業特別会計	簡易水道使用料、国庫支出金、市債、一般会	簡易水道事業費、市債の償還金及び利子並び															
特別会計の区分	歳入	歳出															
地方卸売市場事業特別会計	地方卸売市場使用料、県支出金、市債、一般	地方卸売市場事業費、管理費、市債の償還金															

現行			改正案		
	計繰入金及びその他の諸収入金	にその他の諸支出金		会計繰入金及びその他の諸収入金	及び利子並びにその他の諸支出金
地方卸売市場事業特別会計	地方卸売市場使用料、県支出金、市債、一般会計繰入金及びその他の諸収入金	地方卸売市場事業費、管理費、市債の償還金及び利子並びにその他の諸支出金	国民宿舎特別会計	国民宿舎使用料、市債、一般会計繰入金及びその他の諸収入金	国民宿舎管理運営費、市債の償還金及び利子並びにその他の諸支出金
国民宿舎特別会計	国民宿舎使用料、市債、一般会計繰入金及びその他の諸収入金	国民宿舎管理運営費、市債の償還金及び利子並びにその他の諸支出金	駐車場事業特別会計	駐車場使用料、市債、一般会計繰入金、基金繰入金及びその他の諸収入金	駐車場管理運営費、駐車場建設費、市債の償還金及び利子並びにその他の諸支出金
駐車場事業特別会計	駐車場使用料、市債、一般会計繰入金、基金繰入金及びその他の諸収入金	駐車場管理運営費、駐車場建設費、市債の償還金及び利子並びにその他の諸支出金	公共用地先行取得事業特別会計	市債、他会計からの繰入金及びその他の諸収入金	公共用地先行取得事業費、市債の償還金及び利子並びにその他の諸支出金
公共用地先行取得事業特別会計	市債、他会計からの繰入金及びその他の諸収入金	公共用地先行取得事業費、市債の償還金及び利子並びにその他の諸支出金			